

## ナウルの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

「ナウル共和国」（英語では「**Republic of Nauru**」。以下「ナウル」という）は、南太平洋のミクロネシア、メラネシア、ポリネシアのほぼ中心に位置し、一つの島からなる共和制国家である。ナウルの国土の面積は、日本の品川区よりやや小さい約 21 平方キロメートルであり、バチカン、モナコに次ぎ、世界で 3 番目に面積が小さい国である。正式な首都は無いが、政庁はヤレンに置かれている。通貨はオーストラリア・ドルである。公用語はナウル語及び英語である。ナウルの人口は、約 1.1 万人である<sup>2</sup>。民族構成はナウル人が約 96%、キリバス人が約 2% である。宗教はキリスト教が圧倒的に多い（プロテスタント系が約 49%、カトリック系が 24%）<sup>3</sup>。

ナウルには、古来、先住民が居住していたが、1798 年に捕鯨船に乗った英国人がヨーロッパ人として初めてナウルに上陸した。1888 年にドイツ領となった後、ナウルではリン鉱石が発見され<sup>4</sup>、英国資本の会社がドイツからリン鉱石の採掘権を獲得し、1907 年から本格的にリン鉱石の採掘を開始した。第一次世界大戦時に、オーストラリアがナウルを占領し、1920 年以降は、オーストラリア、ニュージーランド及び英国の共同による国際連盟委任統治領となった。第二次世界大戦時には、日本が占領したが、戦後、再び上記 3 か国の共同による国際連合信託統治領となった。1968 年に独立したナウルは、リン鉱石の輸出により繁栄を極めた。1970 年代から 1990 年代後半まで、ナウル国民の生活水準は南太平洋随一の高さを誇っており、例えば、ナウルでは、医療費・教育費が無料であり、所得税・消費税が無く、結婚すると 2 LDK の一戸建て住宅が政府から支給されたという<sup>5</sup>。しかし、その後、リン鉱石の枯渇が顕著となり、ナウル経済は急速に悪化した。そこで、ナウルは、金融規制

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> ナウル共和国政府観光局（公式）ツイッターのフォロワーは、ナウルの人口よりはるかに多く、40 万人を超えているという。

[https://twitter.com/nauru\\_japan](https://twitter.com/nauru_japan)

<sup>3</sup> 本稿におけるナウルの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）465～466 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）249 頁等を参照した。

<sup>4</sup> ナウルは、「長期間にわたって堆積した海鳥の糞」と「珊瑚の石灰分」が化合して生成されたリン鉱石の産出地となっていた。リン鉱石は、主に肥料の原料として使用される。

<sup>5</sup> 小林泉著『消滅の危機、ナウル共和国のいま』を参照。

[https://www.jaipas.or.jp/124/124\\_3.htm](https://www.jaipas.or.jp/124/124_3.htm)

を撤廃したり、国籍取得を容易にしたりして、外資を呼び込もうとしたが、マネーローンダリングに悪用されるとの批判を受けたため、断念した。他の代替産業や農漁業は発達しておらず、耕作地面積も少ないため、食料及び生活物資は輸入に頼っている。近時は、リン鉱石の二次層からの二次採掘が行われている。ナウルは、海面上昇による国家消滅の危機にも直面しており、1999年に国連に加盟した。

2001年、オーストラリアへの亡命を希望する400名以上のアフガニスタン人を乗せた船がオーストラリア領海内で座礁し、ノルウェーの貨物船「タンパ号」により救助された。アフガニスタン人はオーストラリアへの寄港を求めたが、オーストラリア政府は拒否したため、一部のアフガニスタン人はナウルの難民収容所に収容された。以後、ナウルが難民収容所を維持する代わりに、オーストラリアがナウルに経済援助をするというギヴ・アンド・テイクの関係が成立した<sup>6</sup>。難民の増加に対応するため、パプアニューギニアのマヌス島にも難民収容所が設置されたが、難民収容所の環境は劣悪であり、長期収用により自殺未遂者が続出したり暴動が発生したりしているとして、国際社会からの非難の声が大きくなっている<sup>7</sup>。

ナウルには軍隊は無く、安全保障はオーストラリアに委ねられている。外交は、オーストラリア、ニュージーランド及び他の太平洋島嶼国との結び付きが強い<sup>8</sup>が、独自の自主外交政策を採っている<sup>9</sup>。ナウルは、現在でも、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリア、日本、ニュージーランドから多額の援助を受けている<sup>10</sup>。

ナウルの法制度は、英国法<sup>11</sup>の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。ナウルの法源としては、①憲法、②制定法、③コモン・ロー及びエクイティ、④ナウルの慣習法がある<sup>12</sup>。ナウルの独立した1968年1月31日に存在していた法律、コモン・ロー及びエクイティは、国会の制定法によって修正・廃止されない限り、有効に存続

---

<sup>6</sup> このように、オーストラリアが、自国に入国させたくない者を南太平洋諸国に受け入れさせ、見返りにオーストラリアが経済援助を行うという政策を、「パシフィック・ソリューション」(Pacific Solution)という。

<sup>7</sup> 前掲『エピソードで読む 世界の国 243』249頁。

<sup>8</sup> ナウルは、太平洋諸島フォーラムに加盟しているが、2021年の同フォーラムの事務総長選出でマイクロネシア諸国が軽視されていることを理由に、脱退の意思を表明している(現在、脱退は一次停止中)。

<sup>9</sup> 例えば、1995年には、フランスが仏領ポリネシアにおいて核実験を再開したことに抗議し、ナウルはフランスとの外交関係を停止した。また、ナウルは、2002年、中国から経済援助を受ける見返りに台湾と断交して中国と国交を樹立したが、2005年には再び、台湾と国交を樹立した。さらに、ナウルは、ジョージアの領土の一部であるはずのアブハジア共和国と南オセチア共和国を国家承認しており、その見返りに、ロシアから経済援助を受けている。このように、ナウルの外交政策は、したたかな面があるといえよう。

<sup>10</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/data.html>

<sup>11</sup> 本稿において「英国法」とは、イングランド及びウェールズの法体系を指す。

<sup>12</sup> Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III* (2002), p.1101-1102.

する。慣習法は、土地所有権に関する事項及びナウル人のみに影響する事項等について有効とされるが、本人の同意無しに財産を奪う等の場合は無効とされるほか、国会の制定法が優先的に適用される。これらの事項の詳細については、「Custom and Adopted Laws Act 1971」<sup>13</sup>が規定している。ナウルの法令及び裁判例等は、ナウル政府の管理する「RONLAW」ウェブサイト<sup>14</sup>で検索・閲覧することができる。

## II 憲法

### 1 総説

ナウル憲法は 1968 年に採択された。2010 年に憲法改正案の国民投票が実施されたが、必要な 3 分の 2 以上の賛成が得られなかったため、当該改正案は否決された。その後、ナウル憲法は 2015 年、2016 年、2018 年、2021 年に一部改正された。

ナウル憲法は、「リン酸塩」について、いくつもの明文規定を置いていることが特徴的である（62 条、63 条、83 条、93 条、94 条、附則 6）。ナウル憲法 83 条によると、「リン酸塩を採掘する権利」は国に属する。

全 100 条からなるナウル憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>15</sup>。

表 1：ナウル憲法の体系（附則を除く）

前文	
第 1 章 ナウル共和国及びその最高法規	第 1 条～第 2 条
第 2 章 基本的権利及び自由の保護	第 3 条～第 15 条
第 3 章 大統領及び行政	第 16 条～第 25 条
第 4 章 立法	第 26 条～第 47 条
第 5 章 司法	第 48 条～第 57 条
第 6 章 財政	第 58 条～第 67 条
第 7 章 公務	第 68 条～第 70 条
第 8 章 市民権	第 71 条～第 76 条
第 9 章 非常統治権	第 77 条～第 79 条
第 10 章 通則	第 80 条～第 84 条
第 11 章 経過規定	第 85 条～第 100 条

### 2 統治機構

<sup>13</sup> [http://ronlaw.gov.nr/nauru\\_lpms/files/acts/349dc12877143bc2ab2bc647674ca9f2.pdf](http://ronlaw.gov.nr/nauru_lpms/files/acts/349dc12877143bc2ab2bc647674ca9f2.pdf)

<sup>14</sup> [http://ronlaw.gov.nr/nauru\\_lpms/index.php](http://ronlaw.gov.nr/nauru_lpms/index.php)

<sup>15</sup> [https://www.constituteproject.org/constitution/Nauru\\_1968.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Nauru_1968.pdf?lang=en)

### (1) 行政府

ナウルの大統領は、国家元首であり、内閣議長、公務員、外務・貿易、ナウル警察、国家緊急事態業務、土地管理、多文化、法務・国境管理、内務、女性開発、障害者政策、その他国営公社大臣を兼務する<sup>16</sup>。大統領は、国会議員の中から、国会議員の互選で選出される。即ち、ナウルの大統領は、国民の直接投票で選出されるものではない。

ナウルの行政権は、内閣に帰属する。大統領は、国会議員の中から 4～5 名の閣僚を指名し、組閣を行う。内閣は、ナウル政府に対する一般的な指示・管理権を有する。大統領は、内閣の閣議を主宰する。

内閣は、国会に対し、責任を負う。国会が総議員の 2 分の 1 以上の賛成で内閣不信任を理由に大統領及び閣僚の解任を決議した場合、国会で新たな大統領の選出が行われる。決議後 7 日以内に新たな大統領の選出が行われない場合、国会は解散する。

以上のことに鑑みると、ナウルの大統領は、実質的には首相に近いもののように思われる。

### (2) 立法府

ナウルの国会は、一院制が採られている。

国会議員の任期は 3 年、定数については、憲法上は 18 議席以上と規定されている。20 歳以上のナウル国民には、投票が義務付けられており、非投票者には罰金が科せられる。ナウルには 8 つの選挙区があり、各選挙区の選挙権者の人口に比例して、各選挙区の代表者数が決定される。ナウルには正式な政党が無く、家族・親族の結び付きにより派閥が形成されることが多い<sup>17</sup>。

20 歳以上のナウル国民は、欠格事由に該当しない限り、被選挙権を有する。2021 年の憲法改正により、1968 年の独立時にナウル市民にならなかった者及びその子孫、帰化によってナウル市民となった者及びその子孫は、国会議員になることが禁止された。

立法権は、国会と政府に帰属する。法律が制定されるには、国会の可決で足り、大統領の同意は不要である。

### (3) 司法府

現在、ナウルの裁判所としては、控訴院 (Court of Appeal)、上級裁判所 (Supreme Court)、地方裁判所 (District Court)、家庭裁判所 (Family Court) がある。

控訴院は、2018 年の憲法改正により、ナウルに設置された。それ以前は、オーストラリア高等裁判所が、憲法上の問題を除く全ての問題について、上級裁判所からの上訴事件を管轄していたが、ナウル政府が一方向的にオーストラリア政府との取り決めで終了させた結果、オーストラリア高等裁判所の上訴管轄権は 2018 年 3 月 12 日に完全に終了した。多くのコモンウェルス諸国において、従来、英国枢密院が最終審を担っていたが、自国の最高法院が

<sup>16</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/data.html#section3>

<sup>17</sup> <https://www.commonwealthofnations.org/sectors-nauru/government/>

最終審を担うように制度改正されたことと、同様の動きであるといえよう<sup>18</sup>。

控訴院院長は、上級裁判所長官を兼任する。控訴院判事は、大統領が上級裁判所長官と協議して任命する。

上級裁判所長官及び上級裁判所判事は、イングランド、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランドでバリスター又はソリシターとしての 5 年以上の実務経験を有する者又は法律の学位を有する者の中から選任され、大統領によって任命される。上級裁判所判事は、能力不足又は非違行為を理由として総議員の 3 分の 2 以上の賛成による議決が無ければ、罷免されない。上級裁判所判事の定年は 65 歳である。

大統領又は閣僚は、憲法の規定の解釈又は効力に関して疑義が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、内閣の同意を得て、上級裁判所にその意見を求めることができ、上級裁判所は、公開の法廷でその疑義について意見を述べなければならない。

### 3 人権

ナウル憲法は、「第 2 章 基本的権利及び自由の保護」において、人権規定を置いている。1968 年に採択されたナウル憲法に規定されている人権は、ほとんどが自由権である。生存権、教育を受ける権利、勤労権等の社会権や、プライバシー権、情報アクセス権、環境権等の新しい人権は、規定されていない。また、障害者の権利についての規定もない。

ナウル憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①良心の自由、表現の自由、平和的な集会・結社の自由は認められているが、「公共の利益」による制限を受ける（3 条、11～13 条）。

②非常事態宣言に関して、詳細な規定が置かれている（77～79 条）。大統領は、ナウルの安全又は経済が脅かされる重大な非常事態が存在すると確信する場合、非常事態宣言をすることができる。非常事態宣言の有効期間中、大統領は、公共の安全の確保、公共の秩序の維持、又は地域社会の利益の保護若しくは福祉の維持のため、合理的に必要と判断される命令を発布することができる。命令により、拘禁が行われることがある。

### III 民法

ヨーロッパ人が到達する前のナウルでは、土地が 12 の地域に分けられ、それぞれの地域内で、土地は氏族によって集団所有されていた。所有権の世襲制度は母系制であった。ドイツ統治時代には、土地所有の記録は、土地所有者集団のメンバーではなく、一族の年長の男性によって、「ドイツ地籍簿」と呼ばれる公式の台帳に記録された。このため、氏族による

18

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ohchr.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2Flib-docs%2FHRBodies%2FUPR%2FDocuments%2FSession37%2FNr%2FA-HRC-WG-6-37-NRU-1-Nauru-Annex11b-E.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

集団所有は消滅し、個人又は家族の所有権に取って代わられた<sup>19</sup>。

1900年代初頭、英国企業（Pacific Phosphate Company）がナウルでリン鉱石を発見し、ドイツ政府と交渉した上で、当時のドイツ政権にロイヤリティを支払うことでリン鉱石の採取権を獲得することに成功した。第一次世界大戦でドイツが敗戦した後、ナウルは、オーストラリアが管理することになった。ナウルが独立した後、Pacific Phosphate Companyの所有権はナウルに移った。他の太平洋島嶼国と異なり、ナウルでは植民地時代に外国人への土地の売却が禁止されていたため、外国人への土地譲渡は行われなかった。そのため、ナウルの土地のほとんどは、ナウル人個人や家族が共同所有している。政府所有の土地はごくわずかである。リン鉱石採掘のための土地の所有権は、国が引き受けなかった<sup>20</sup>。

1976年土地法（Lands Act 1976）は、従来の土地条例を廃止し、リン鉱石産業及びその他の公共目的のための土地の賃貸、樹木・作物・土砂の除去、補償金等について規定するために制定された。同法によると、ナウルの土地は、非ナウル人に譲渡してはならない。仮に譲渡契約を締結したとしても、譲渡契約は無効とされるほか、6か月の拘禁刑を科される可能性がある。ナウルの土地の譲渡・売却・賃貸等をするためには、大統領の書面による同意を得なければならない。同意無しでこれらの契約をしたとしても、当該契約は無効とされるほか、200ドルの罰金を科される可能性がある。同法は、土地を、①リン酸塩を含む土地、②リン酸塩を含まない土地、③リン酸塩を含むが採掘済みの土地の3種に分けている。リン鉱石産業又はその他の公共目的のために土地の賃貸を希望する者は、大臣に申請書を提出する。大臣は、当該土地がどの種類に属するかを決定した上で、必要性和公共目的を審査し、申請を認めるべきと判断したときは、土地所有者に賃貸等の要請を通知する。通知を受けた土地所有者の人数及び持分の両方につき4分の3以上の賛成が得られ、賃貸借契約等に署名した場合、他の者が反対したとしても、賃貸借契約等は有効に成立する。1969年に設立された「Nauru Phosphate Corporation」が土地所有者と賃貸借契約等を締結してリン鉱石を採掘する場合、当該土地にあるリン鉱石を取得・処分等することができる。リン酸塩を含む土地が国や特定法人等に賃貸された場合、本法の附則に記載された補償金が土地所有者に支払われる。

#### IV 会社法

ナウルの「International Companies Act 1992」（1992年国際会社法）は、「International Business Company」（IBC）の設立方法、組織等について規定している。IBCは、英領ヴァージン諸島（BVI）等でも採用されている会社形態であり、世界中であらゆる種類の事業活動に従事することを許可された会社である。但し、保険、銀行、及び再保険のサービスを

<sup>19</sup> 「Making Land Work Volume One」115頁。

[https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeOne\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf)

<sup>20</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」125頁。

行うためには特別の許可を必要とする。

ナウルの IBC では、設立のために要する期間は、2 営業日のみである。設立登記にあたっては、2つの法的文書、即ち、「Memorandum」と「Charter」(Articles of Incorporation)を登記所に提出する必要がある。最低資本金の要件は無い（実務上、1,000 ドルの授權資本とすることが多い）。IBC の会社名は、ナウルの他の法人と類似していない会社名を選択する必要がある。会社名は、英語の翻訳が政府に提供されている限り、任意の言語にすることができる。会社名の最後には、「International Business Company」又は「IBC」という語句を付する必要がある。IBC は、最低 1 名の株主及び取締役が必要であるが、同一人物であってもよい。株主及び取締役はいずれも、どの国の国民・居住者でもなることができ、自然人であるか法人であるかを問わない。全ての株式を外国人が所有することができる。株式は、無記名株式、登録株式、額面株式、又は無額面株式のいずれでも発行することができる。どの通貨でも発行できる。株主責任は、株式資本の拠出額に限定される。株主名は公の記録に登録されないため、機密性が保持される。年次株主総会は必須であるが、世界中のどこでも、又は電話で開催することもできる。ナウルには、法人税、所得税、贈与税、相続税、消費税、キャピタルゲイン税は無い。新しく設立される法人は、最大 50 年間、新たに税金が課されないという政府保証を受けることができる。なお、ナウルは他の国と租税条約を結んでいない<sup>21</sup>。

ナウルの IBC は、ナウル国内で事業を行うことはできない。また、ナウル国内の土地を所有することも認められない。IBC は、ナウル国内に事務所の住所を有し、当該事務所を IBC の登録住所として使用できる地元の登録代理人を任命する必要がある。

## V 民事訴訟法

ナウルの下級裁判所は、地方裁判所と家庭裁判所で構成されており、どちらも上級裁判所の登録官でもある常駐治安判事が担当する。ナウルでは、地方裁判所は 1 か所しかない。家庭裁判所は、地方裁判所の一部門となっている。

地方裁判所は、訴額が 3,000 ドル以下の民事事件の第一審を管轄する。訴額が 3,000 ドル超の民事事件の第一審は、上級裁判所が管轄する。

1972 年民事訴訟法は、「反復的な訴訟の防止」について、比較的詳細な規定を置いている。例えば、「いかなる裁判所も、同一の当事者間、又は当事者若しくはそのいずれかが主張する当事者間で、同一の権原に基づき争われている、先に提起された訴訟において争点となっている事項が直接かつ実質的に争点となっている、いかなる裁判も行ってはならない。」(3 条 1 項)、「いかなる裁判所も、直接かつ実質的に争点となっている事項が、同一の当事者間、又は当事者若しくはそのいずれかが請求する当事者間の従前の訴訟において直接かつ実質的に争点となっていた訴訟又は争点を審理してはならない。」(4 条 1 項) 等と規定され

<sup>21</sup> <https://www.offshorecompany.com/company/nauru-ibc/>

ている。

また、1972年民事訴訟法は、裁判所の審理が遅延した場合の処理についても、いくつかの具体的な規定を置いている。例えば、「裁判所における訴訟において、1年以上、手続が行われなかった場合、その当事者は、裁判所の許可なく、さらに手続を行うことはできず、いずれかの当事者の申請により、当該裁判所において請求又は反訴があれば、これを却下することができる。」(13条1項)、「裁判所における訴訟において、6年以上、手続が行われなかった場合、裁判所は、当事者の申請又は自らの裁量により、当事者に通知することなく、その請求及び反訴を却下することができ、その後、いかなる裁判所においても、その請求又は反訴に関して訴訟を開始することはできない。」(13条2項)等と規定されている。

ナウルの民事訴訟手続においては、ディスカバリー (discovery) の制度が採られている。即ち、裁判所は、いつでも、自己の裁量により又は当事者の申請により、①質問書の提出及び回答、文書及び事実の承認、並びに文書又は証拠として作成可能なその他の物の発見、検査、作成、押収及び返還に関するすべての事項について、必要又は妥当な命令を行うこと、②宣誓供述書によってあらゆる事実を証明するよう命じることを行うことができる(12条)。

裁判所における審理は英語で行われる。

ナウルでは、全ての裁判所において、バーチャル法廷の設置が可能とされている。これにより、裁判所の審理は、オーディオビジュアル機器を通じて完全に実施することができる。

ナウルの弁護士制度には、法廷弁護士 (バリスター) と事務弁護士 (ソリシター) の区別がある。バリスターは、法廷において弁論を行うことを主な業務とするのに対し、ソリシターは、書面の準備・作成等の事務的な業務を取り扱う。

## VI 刑事法

ナウルでは、1968年の独立時に、1899年クイーンズランド刑法を採択していた。しかし、2016年5月12日より、ナウルの新しい犯罪法 (Crimes Act 2016) が施行されている。

2016年犯罪法 (2020年に2度の改正を経ている) の特徴的な点を挙げると、例えば、以下のものがある。

- ①殺人罪の法定刑である死刑を終身刑に置き換えることにより (55条)、世界で103番目の死刑廃止国となった<sup>22</sup>。
- ②同性間の性行為を非犯罪化した。
- ③医療専門家による中絶を非犯罪化した。
- ④自殺を非犯罪化した。
- ⑤夫婦間の強制性交を犯罪化した (104条)。
- ⑥ストーカー行為を行った者には禁固3年を科するものとしている (86条)。
- ⑦他人のプライバシーを観察する行為を行った者には禁固10年以下、他人の私的行為又は

<sup>22</sup> <https://www.amnesty.org.au/nauru-new-criminal-law/>

私的部分を撮影すること等を行った者には禁固 15 年以下を科するものとしている（110～113 条）。

⑧子どものプライバシーを観察する行為を行った者には禁固 20 年以下、子どもの私的行為又は私的部分を撮影すること等を行った者には禁固 25 年以下を科するものとしている（121～124 条）。

⑨近親相姦を犯罪としており、終身刑を科するものとしている（114 条）。

⑩獣姦を犯罪としており、禁固 14 年を科するものとしている（115 条）。

⑪2020 年改正により、国会議事堂内での武器の不法所持が厳罰化（禁固 5 年）される（240 条）とともに、扇動罪が新設された（243A 条）。扇動罪の構成要件は、扇動的な意図をもって、(a)扇動的な資料を作成し、その試みを行い、その準備をし、他人と共謀すること、(b)メディア又はその他のデジタル若しくは電子機器・手段を通じて、扇動的な言葉又は情報を発し、ライブストリーミングすること、(c)印刷物、デジタル又は電子形式のメディアで、扇動的な言葉を印刷、出版、掲示又は発表すること、又は(d)装置、機器、デジタル、電子的、又はその他の媒体や通信形態を通じて、扇動的な印刷、出版、投稿、メッセージを輸入、販売、販売の申し出、送信、配布、複製することである。罰則は 10 年以上の禁固刑である。

## VII おわりに

以上、ナウルの法制度の概要を紹介したが、ナウル法については、日本語の文献・論文等の情報は非常に少ないのが現状である。しかし、ナウルの公用語の一つは英語であるため、ナウル法に関する英語の情報は比較的多い。

ナウルは、リン鉱石の枯渇で一時は経済危機に瀕したが、リン鉱石の二次採掘分の輸出及びオーストラリア等からの経済援助により、何とか持ちこたえている状況にある。しかし、リン鉱石の二次採掘分も数十年後には枯渇すると予想されることから、ナウル政府は、代替産業や他の収入源を模索している。将来のナウルの産業政策や法制度の整備等に関し、日本が貢献できることがあるかもしれない。

今後も、ナウルの法制度の動向に注目していきたいと思う。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.12』（国際商事法研究所、2022 年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第 10 回 ナウル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。